

# 発議第3号

## 教育予算の拡充等を求める意見書

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えてきた根幹的な制度です。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる条件整備は不可欠です。

本年3月31日には改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになりました。これが小学校だけに留まるのではなく、中学校においても35人学級の早期実施が必要です。そしてさらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による新たな業務の負荷をはじめ、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びを実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

### 記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに教育予算の拡充を図ること。
- 2 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 3 学校におけるゆたかな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。